



# 内職商法

## ■主なトラブル事例

自宅に電話があり、「パソコン内職をしませんか。仕事をするためにはパソコンを購入して、これを使って仕事をしてもらう必要があります。パソコンの代金の支払いは収入から支払えば大丈夫です。」と言われ契約した。ところが実際は、セールストークほどの高収入は得られず、パソコンの代金の支払いだけが残った。

## ■トラブルにあわないために！

- ・収入が得られる前に出費や負担のある勧誘はきっぱりと断りましょう。
- ・「仕事は確実に紹介する。」「高収入は確実。」などのセールストークを鵜呑みにせず、契約前に渡される概要書面、契約時に渡される契約書面で仕事の提供の有無、収入の根拠や計算方法などをよく読んで確認しましょう。
- ・受講期間中に業者が倒産するケースも増えています。一括前払いはさけましょう。



## ■もし契約してしまったら解約できますか？

契約書を受け取った日を含めて20日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）できます。

困った時は、1人で悩まず 早めに

**御殿場市消費生活センター** に相談して下さい。

**TEL 0550-83-1629 FAX 0550-82-4333**